

事故報告について

保育の質向上のために

事故報告書の作成と報告・提出について

《作成》

- 怪我をして受診した場合に作成
 - ・ 対応について時系列で記入し、作成後に保護者のサインを頂く
 - ・ 通院の場合は、治療経過（３）の書式にもサインが必要

※保護者の希望で園が付き添わずに受診した場合も、詳細をうかがって作成してください。

事故報告書の作成と報告・提出について

《報告》

- 発生当日(もしくは翌日)、区に報告していただきたい事故

①骨折や歯牙損傷等、完治に1ヶ月以上を要する怪我

②見失い・置去り・不適切保育発生時

③怪我の対応で保護者とトラブルになりそうな場合

※①②発生時は国、東京都への報告も必要

事故報告書の作成と報告・提出について

《提出》

- 初診で終了、もしくは通院しても1ヶ月未満で完治した場合は、ひと月分をまとめて郵送もしくは持参で提出
 - ・ 区への提出はコピーで、原本は園で保管
 - ・ 個人情報の記載があるため、FAXやメールは不可
- 提出先

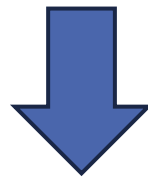
〒144-0052 大田区蒲田5-13-14

大田区役所 こども未来部保育サービス課

保育サービス基盤担当 宛

◆ 事故報告書を確認する上で大切にしていること

- 原因をこどものせいにしていないか
- 発達を理解し、配慮をしていたか
- 一人一人のこどもに目を向けていたか
- 客観的に自分の(自分たちの)行動を振り返っているか

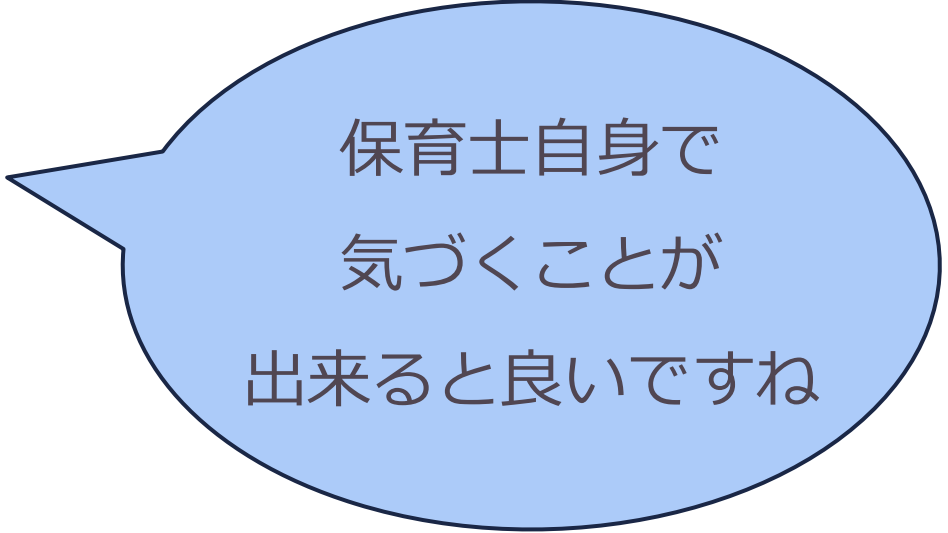


保育の課題を明確にし、質の向上につなげて欲しいため

◆ 事故報告書作成で得てほしいこと

● 怪我をするような要因がどこにあったか考察しているか

- ・ 環境的な問題なのか
- ・ 保育士の目配りが不足していたのか
- ・ 配置人数が不足していたのか
- ・ 職員の連携は十分だったのか



保育士自身で
気づくことが
出来ると良いですね



振り返りによって、保育士またクラスの指導の方針が明確になり、対策を講じることで質の向上につながる